

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	公用郵送請求処理に係る業務の委託について（委託内容の追加）
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	公用郵送請求に係る業務の委託
担当課	戸籍住民課
目的	会計年度任用職員制度の導入に伴い非常勤職員が廃止されることから、事務の見直しを行い、郵送による公用の交付書類（戸籍謄抄本等）の出力等事務を委託内容に追加することにより、さらなる戸籍事務の効率的な事務処理を図ることを目的とする。
対象者	新宿区に戸籍（除籍、改製原戸籍を含む）を有する者
事業内容	<p>区では、大量の公用郵送請求に迅速に対応するとともに、戸籍事務の効率的な事務運営を図るため、下記の公用郵送請求処理に係る業務の流れのうち、項番1、2、4及び5の業務を委託している（平成8年度第4回及び平成16年度第13回本審議会了承済）。</p> <p>この度、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤職員が廃止されることから、業務の見直しを行い、さらなる効率的な事務処理を図るため、項番3の事務についても委託内容に追加することとする。</p> <p>また、委託内容の追加に伴い、取扱う情報項目を追加する。</p> <p>【公用郵送請求処理に係る業務の流れ（資料10—1参照）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵送封筒及び交換便の受取り、開封等 2 郵送管理システムへの受付入力 3 公用請求の証明書出力、内容照合及び封入 ※新たに追加する委託業務 4 郵送管理システムへの清算入力 5 封緘及び投函 <p>【公用郵送請求件数】 29, 128件 （令和元年度実績）</p>

件名 公用郵送請求処理に係る業務の委託について (委託内容の追加)

※太字ゴシック(下線)は、平成8年度第4回及び平成16年度第13回本審議会了承事項からの追加内容

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	公用郵送請求処理業務
委託先	りらいあコミュニケーションズ株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 公用請求戸籍に係る情報項目 本籍、 戸籍の筆頭者氏名、戸籍を必要とする者の氏名及び生年月日 2 公用請求者に係る情報項目 公共団体名称及び住所、担当部署、担当者氏名及びその連絡先
処理させる情報項目の記録媒体	紙(公用郵送請求書及び交付書類)及び電磁的媒体(戸籍情報システム)
委託理由	大量の公用郵送請求に迅速に対応するとともに、戸籍事務の効率的な事務処理を図るため。
委託の内容	1 郵送封筒及び交換便の受取り、開封等 2 郵送管理システムへの受付入力 3 公用請求の証明書出力、内容照合及び封入 4 郵送管理システムへの清算入力 5 封緘及び投函
委託の開始時期及び期限	令和2年7月1日から令和3年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付すことにより個人情報及び特定個人情報の安全管理措置を徹底する。 2 個人情報及び特定個人情報の取扱状況についての報告を委託先に求めるとともに、必要に応じて区の職員による立入調査等の監査を行う。 3 情報漏えい等の事件・事故を防止するために、委託先が、委託先の従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じさせるよう指導する。 4 本業務に係る個人情報は、管理区域外への持ち出しを禁止する。 【システム上の対策】 1 戸籍情報システムの取扱いにおいて、ユーザID及びパスワードにより正当なアクセス権限があることを確認する。また、従事者に変更がある都度、アクセス権限を更新する。 2 システム操作ログによる記録を残し、不正な使用がないことを確認する。 3 区のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用する。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。 2 契約書に付した個人情報に関する「特記事項」を遵守させる。 3 従業者に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を徹底させる。 4 作業で使用した個人情報は、作業終了後速やかに手渡しで区に提出させる。 5 本業務に係る個人情報は、管理区域外への持出しを禁止する。 6 委託業務の処理状況等を毎月報告させる。 7 証明書の出力、内容照合、封入・封緘は、それぞれ別の者に行わせることで、誤出力、誤封入等を防止させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍情報システムを取り扱うことができる者を特定させ、ID、パスワードにより戸籍情報システムの利用認証を行わせる。
-------------------------	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。